

第 3 回

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日 時 平成 1 5 年 3 月 3 1 日 (月) 午後 2 時 ~

場 所 本川村プラチナ交流センター

第3回 伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日時：平成15年3月31日（月） 午後2時～

場所：本川村プラチナ交流センター

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

報告第10号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局規程の一部改正について

報告第11号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程の一部改正について

(2) 協議事項

協議第9号 財産及び債務の取扱いについて〔協定項目第5号〕

協議第10号 農業委員の定数及び任期の取扱いについて〔協定項目第8号〕

協議第11号 一般職の職員の身分の取扱いについて〔協定項目第9号〕

協議第12号 地方税の取扱いについて〔協定項目第10号〕

協議第13号 消防団の取扱いについて〔協定項目第22号〕

協議第14号 電算システム事業の取扱いについて〔協定項目第23号-1〕

(3) 議 案

議案第5号 平成14年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算（第1号）（案）について

議案第6号 平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会事業計画（案）について

議案第7号 平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会予算（案）について

(4) その他

第4回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について

今後の協議会の日程について

5 閉 会

第3回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議資料目次

(1) 報告事項

報告第10号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局規程の一部改正について... P 1 ~ 2

報告第11号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程の一部改正について
..... P 3 ~ 4

(2) 協議事項

協議第9号 財産及び債務の取扱いについて〔協定項目第5号〕..... P 5 ~ 8

協議第10号 農業委員の定数及び任期の取扱いについて〔協定項目第8号〕..... P 9 ~ 14

協議第11号 一般職の職員の身分の取扱いについて〔協定項目第9号〕..... P 15 ~ 17

協議第12号 地方税の取扱いについて〔協定項目第10号〕..... P 18 ~ 28

協議第13号 消防団の取扱いについて〔協定項目第22号〕..... P 29 ~ 30

協議第14号 電算システム事業の取扱いについて〔協定項目第23号 - 1〕..... P 31 ~ 33

(3) 議案

議案第5号 平成14年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算(第1号)(案)について
..... P 34

議案第6号 平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会事業計画(案)について
..... P 35 ~ 36

議案第7号 平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会予算(案)について..... P 37

(4) その他

第4回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について..... P 38

今後の協議会の日程について..... P 38

報告第10号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局規程の一部改正について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局規程の一部改正について、別紙のとおり報告します。

平成15年3月31日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局規程の一部改正について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局規程（規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 事務局の局長、次長、班長は会長が任命する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成15年1月20日から適用する。

報告第 1 1 号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程の一部改正について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程の一部改正について、別紙のとおり報告します。

平成 1 5 年 3 月 3 1 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

報告第 1 1 号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程の一部改正について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程（規程第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「委員長及び副委員長 1 人」を「委員長 1 人、副委員長 2 人以内」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 1 5 年 2 月 2 8 日から適用する。

協議第9号

財産及び債務の取扱いについて

別紙のとおり財産及び債務の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年3月31日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

| 協定項目 | 5 財産及び債務の取扱い | | | | | | | | |
|---------|------------------|---------------|-------------|-----------|--------------|---------------|-----------|--------------|---------------|
| 項目 | 現況（平成13年度決算書による） | | | | | | | | |
| | 伊野町 | | | 吾北村 | | | 本川村 | | |
| 行政財産 | ○公用財産 | 土地 | 建物 | ○公用財産 | 土地 | 建物 | ○公用財産 | 土地 | 建物 |
| | 町庁舎 | 2,726.00㎡ | 2,749.00㎡ | 村庁舎 | 1,853.00㎡ | 1,977.98㎡ | 村庁舎 | 1,018.00㎡ | 2,081.00㎡ |
| | 消防施設 | 2,248.00㎡ | 1,277.00㎡ | 消防施設 | 330.12㎡ | 947.70㎡ | 消防施設 | 504.00㎡ | 297.00㎡ |
| | その他 | 34,743.00㎡ | 511.00㎡ | その他 | 2,207.00㎡ | 0.00㎡ | その他 | 2,383.00㎡ | 1,433.00㎡ |
| | 計 | 39,717.00㎡ | 4,537.00㎡ | 計 | 4,390.12㎡ | 2,945.68㎡ | 計 | 3,905.00㎡ | 3,811.00㎡ |
| | ○公共用財産 | | | ○公共用財産 | | | ○公共用財産 | | |
| | 学校 | 154,650.00㎡ | 42,616.00㎡ | 学校 | 16,579.00㎡ | 10,795.18㎡ | 学校 | 32,008.00 | 7,978.00㎡ |
| | 公営住宅 | 9,130.00㎡ | 3,474.00㎡ | 公営住宅 | 4,948.50㎡ | 4,608.62㎡ | 公営住宅 | 2,937.00㎡ | 2,800.00㎡ |
| | 公園・広場 | 143,930.00㎡ | 0.00㎡ | 公園・広場 | 130,619.00㎡ | 1,175.63㎡ | 公園・広場 | 334.00㎡ | 0.00㎡ |
| | 福祉施設 | 4,384.00㎡ | 1,619.00㎡ | 福祉施設 | 0.00㎡ | 0.00㎡ | 福祉施設 | 0.00㎡ | 0.00㎡ |
| | その他 | 792,779.00㎡ | 34,978.00㎡ | その他 | 31,258.95㎡ | 13,690.00㎡ | その他 | 13,035.00㎡ | 14,580.00㎡ |
| | 計 | 1,104,873.00㎡ | 82,687.00㎡ | 計 | 183,405.45㎡ | 30,269.43㎡ | 計 | 48,314.00㎡ | 25,358.00㎡ |
| 普通財産 | ○山林 | 土地 | 776,884.00㎡ | ○山林 | 土地 | 4,738,182.90㎡ | ○山林 | 土地 | 3,829,592.00㎡ |
| | ○田畑 | 土地 | 1,164.00㎡ | ○田畑 | 土地 | 10,941.36㎡ | ○田畑 | 土地 | 2,037.00㎡ |
| | ○墓地 | 土地 | 34,460.00㎡ | ○宅地 | 土地 | 4,936.91㎡ | ○宅地 | 土地 | 14,127.00㎡ |
| | ○その他 | 土地 | 41,188.00㎡ | | | | ○雑種地 | 土地 | 34,470.00㎡ |
| | ○立木の推定蓄積量 | 77,776.00㎡ | | ○立木の推定蓄積量 | 119,864.00㎡ | | ○立木の推定蓄積量 | 121,536.00㎡ | |
| 有価証券 | なし | | | ○株券 | 550,000円 | | なし | | |
| 出資による権利 | ○出資及び出損金 | 381,111,000円 | | ○出資及び出損金 | 171,983,000円 | | ○出資及び出損金 | 145,264,000円 | |
| 自動車 | ・乗用車 | 56台 | | ・乗用車 | 52台 | | ・乗用車 | 22台 | |
| | ・消防車 | 17台 | | ・消防車 | 13台 | | ・消防車 | 4台 | |
| | ・尿尿車 | 0台 | | ・尿尿車 | 1台 | | ・尿尿車 | 0台 | |
| | ・塵芥収集車 | 1台 | | ・塵芥収集車 | 2台 | | ・塵芥収集車 | 1台 | |
| | | | | | | | ・特殊車 | 1台 | |

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

| 協定項目 | 5 財産及び債務の取扱い | | | | | |
|------------|---------------|-----------|-----------------|-----------|-----------|------------------------|
| 項目 | 現 | | 況（平成13年度決算書による） | | | |
| | 伊野町 | 吾北村 | 本川村 | 計 | 備考 | |
| 基金 | 単位：千円 | | | | | |
| | | 伊野町 | 吾北村 | 本川村 | 計 | 備考 |
| | 財政調整基金 | 283,302 | 455,252 | 174,397 | 912,951 | |
| | 減債基金 | 687,584 | 351,416 | 123,596 | 1,162,596 | |
| | 地域福祉基金 | 287,215 | 159,462 | 81,816 | 528,493 | |
| | 土地開発基金 | 232,385 | 146,240 | 27,694 | 406,319 | |
| | むらおこし基金 | | 242,746 | 207,000 | 449,746 | |
| | 国民年金印紙購入基金 | | 1,500 | | | |
| | 国体準備基金 | 260,973 | 40,365 | 15,000 | 316,338 | 伊野町・吾北村・本川村とも14年度末廃止予定 |
| | 国保財政調整基金 | 314,963 | 101,559 | 26,692 | 443,214 | |
| | 国保高額療養費貸付基金 | 5,000 | 3,000 | | 8,000 | |
| | 介護保険円滑導入基金 | | 7,395 | 2,252 | 9,647 | |
| | 介護保険介護給付費準備基金 | | | 4,628 | 4,628 | |
| | 介護給付費準備基金 | | 1,362 | | 1,362 | |
| | 介護サービス費貸付基金 | 200 | 3,000 | | 3,200 | |
| | 高知県収入証紙購入基金 | 1,500 | 1,200 | | 2,700 | |
| | ふるさと水と土保全基金 | 10,700 | 10,000 | | 20,700 | |
| | 教育及び社会福祉基金 | | 24,689 | | 24,689 | |
| | 水資源対策基金 | 1,336,643 | | | 1,336,643 | |
| | 特定農山村総合支援基金 | | 2,776 | | 2,776 | |
| | 社会福祉基金 | 87,018 | | | 87,018 | |
| | 基本財産蓄積基金 | | 204 | | 204 | |
| | グリーンワーカー育成基金 | | | 3,000 | 3,000 | |
| | 地域環境保全基金 | | | 6,000 | 6,000 | |
| | 山崎福祉基金 | 14,219 | | | 14,219 | |
| | 奨学資金貸付基金 | | 10,000 | | 10,000 | |
| | 西山社会福祉基金 | 5,735 | | | 5,735 | |
| | 高齢者当肉用牛貸付基金 | | 4,255 | | 4,255 | |
| | 紙業振興基金 | 4,051 | | | 4,051 | |
| | 赤堀文庫図書購入基金 | | 2,400 | | 2,400 | |
| | 製紙工業振興基金 | 26,180 | | | 26,180 | |
| | 園芸価格安定基金 | | 100,000 | | 100,000 | |
| | 教育文化振興基金 | 25,994 | | | 25,994 | |
| 施設等整備基金 | 37,871 | 306,601 | | 344,472 | | |
| 文化ホール等整備基金 | 201,332 | | | 201,332 | | |
| 農業集落排水事業基金 | 36,242 | | | 36,242 | | |
| 訪問看護事業基金 | 11,572 | | | 11,572 | | |
| ふるさとづくり基金 | 213,940 | | | 213,940 | | |
| 美しいまちづくり基金 | 224,795 | | | 224,795 | | |
| 計 | 4,309,414 | 1,975,422 | 672,075 | 6,955,411 | | |

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

| | | | | | | |
|-------------|--|--------------|--------|-------------|--------------|-------------|
| 協定項目 | 5 財産及び債務の取扱い | | | | | |
| 項目 | 現況（平成13年度決算書による） | | | | | |
| | 伊野町 | 吾北村 | 本川村 | | | |
| 地方債・企業債残高 | 一般会計 | 10,327,728千円 | 一般会計 | 4,808,248千円 | 一般会計 | 2,042,647千円 |
| | 水道事業 | 1,456,276千円 | 簡易水道事業 | 583,198千円 | 簡易水道事業 | 20,799千円 |
| | 公共下水道事業 | 2,917,569千円 | | | 国民健康保険事業（直診） | 63,796千円 |
| | 農業集落排水事業 | 336,363千円 | | | | |
| | 介護保険事業 | 26,065千円 | | | | |
| 参考 | <p>【地方自治法】 （市町村の配置分合及び境界変更） 第7条 市町村の配置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。 2 前項の規定により市町村の配置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。 3 都道府県の境界にわたる市町村の境界変更は、関係のある普通公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。 4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。 5 第1項、第3項及び前項の申請書又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。 7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p> <p>（財産の管理及び処分） 第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。 2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならない。 3 普通地方公共団体の財産は、第238条の5第2項の規定によるときでなければ、これを信託してはならない。</p> | | | | | |
| 調整方針 (案) | 3町村の所有する財産は、すべて新町に引き継ぐものとする。 | | | | | |
| 協議の結果 | | | | | | |

協議第 10 号

農業委員の定数及び任期の取扱いについて

別紙のとおり農業委員の定数及び任期の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 15 年 3 月 31 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

| 協定項目 | | 8 農業委員の定数及び任期の取扱い | | | | |
|--------|------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------|-----|
| 現 況 | 1. 現在の区域内の農地面積及び基準農業者数 | | | | | |
| | 区 分 | 伊 野 町 | 吾 北 村 | 本 川 村 | 合 計 | |
| | 農業振興地域 | 9,112ha | 14,774ha | 5,022ha | 28,908ha | |
| | 農地面積 | 388ha | 191ha | 11ha | 590ha | |
| | 農家戸数 | 641戸 | 535戸 | 87戸 | 1,263戸 | |
| | 2. 現在の農業委員の数及び任期 | | | | | |
| | 区 分 | 伊 野 町 | 吾 北 村 | 本 川 村 | 合 計 | |
| | (1) 委員数 | 選挙による委員 | 14人 | 9人 | 8人 | 31人 |
| | | 農協・共済の推薦 | 1人 | 1人 | 1人 | 3人 |
| | | 議会からの推薦 | 5人 | 3人 | 2人 | 10人 |
| | | 計 | 20人 | 13人 | 11人 | 44人 |
| | (2) 任期 | 平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日 3年間 | 平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日 3年間 | 平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日 3年間 | | |
| | 3. 現在の農業委員の報酬 | | | | | |
| | (3) 報酬 | 会 長 | 日額 8,900円 | 月額 28,700円 | 月額 24,000円 | |
| | | 副会長 | 日額 8,500円 | 月額 21,800円 | 月額 21,000円 | |
| 委 員 | | 日額 8,500円 | 月額 20,400円 | 月額 21,000円 | | |

| | |
|---|----------------------------------|
| 協定項目 | 8 農業委員の定数及び任期の取扱い |
| 根拠法令 | 市町村の合併の特例に関する法律・農業委員会等に関する法律・施行令 |
| <p>【参考法令】</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律 (農業委員会の委員の任期等に関する特例) 第8条</p> <p>1 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該関係市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <p>(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間</p> <p>2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。</p> <p>農業委員会等に関する法律 (設置) 第3条 第1項 略</p> <p>2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。 市町村面積が24千ヘクタール以上又は農地面積が7千ヘクタール以上</p> <p>(選挙による委員) 第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。</p> <p>第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人</p> <p>(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内</p> <p>第15条 第1項～第3項 略</p> <p>4 選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日)まで在任する。</p> <p>5 選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。</p> | |

| 協 定 項 目 | | 8 農業委員の定数及び任期の取扱い | | | | | |
|--|-------------------------------------|--|--|-----------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 区分による選択肢 | | 農業委員の定数及び任期の選択肢 | | | | | |
| 区 分 | | 選任方法等 | 定 数 | 任 期 | 根拠法令等 | 選任委員の取扱い | |
| (1)合併市町村の区域に1つの農業委員会を置く場合 | ①原則1 | 新たに選挙する | 政令に定める基準に従い、条例で定める数 | 3年 | 農委法第3条第1項 第7条第1項 第15条第1項 | 新たに選任する | |
| | ②特例1 | 引き続き在任。 ただし、合併関係市町村の選挙による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する | 協議により80を越えず10を下らない数 | 合併後1年を越えない範囲で協議で定める期間 | 農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1項、第2項 | 新たに選任する | |
| (参考) (2)合併市町村の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合 (市町村の区域面積が24,000haを越える又は7,000haを越える場合) | (2-1)従前の市町村に置かれた区域を区域としない農業委員会を置く場合 | ③原則2 | 各委員会ごとに新たに選挙する | 政令に定める基準に従い、条例で定める数 | 3年 | 農委法第3条第2項 第7条第1項 第15条第1項 | 新たに選任する |
| | | ④特例2 | 引き続き在任。 ただし、合併関係市町村の選挙による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する | 協議により80を越えず10を下らない数 (注1) | 合併後1年を越えない範囲で協議で定める期間 | 農委法第3条第2項 合併特例法第8条第3項 | 新たに選任する |
| | (2-2)従前の市町村に置かれた区域を区域とする農業委員会を置く | ⑤特例3 | 従前の委員会は、それぞれ新町の委員会となって存続委員のそのまま在任する | 従前の定数 | 従前の定数 | 農委法第3条第2項 第34条第1項 (新設合併の場合) | 従前の選任による委員は、それぞれ新町の委員会の委員となって存在する |

| 協定項目 | | 8 農業委員の定数及び任期の取扱い | | | | | | | | |
|---------|---|---|---|---------|-------|---------------------|--------------------|-------|----------------------------------|--|
| 区分 | | 現在の3町村の合計 | | 合併時の取扱い | | | | | | |
| | | 条例定数 | 現委員数 | 合併時の身分 | 選任方法等 | 委員数 | 備考 | | | |
| 合併時の状況 | 定数 | 選挙による委員の数 | 34人 | 31人 | 存続する | 引き続き在任する | 合併時に在任している数 | 31人以内 | 80を超えず10を下回らない数 | |
| | 選任による委員の数 | (第1号委員) 農協・農済推薦 | / | 3人 | 身分喪失 | 新町で合併の初日に併せて新たに選任する | 農業協同組合推薦 共済組合推薦 | 5人以内 | J A伊野・J Aコスモス・J A嶺北の各組合ごとに推薦した理事 | |
| | | (第2号委員) 議会推薦 | / | 10人 | 身分喪失 | 新町の議会で新たに選任する | 議会推薦 | 5人以内 | 学識経験を有するものの5人以内 | |
| | 上記の合計 | | / | 44人 | / | / | / | 41人以内 | / | |
| 任期 | 新町 | 平成16年10月1日から引き続き平成17年7月19日までとする。 なお、合併後の最初の一般選挙による定数は、施行令第2条の2の定めにより、20人以下で条例で定める。 | | | | | | | | |
| 先進事例 | ひたちなか市 | 平成6年11月1日 | 新市の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項及び第2項の規定を適用し、平成8年7月19日まで2市に設置されているそれぞれの農業委員会の区域ごとに設置する。 | | | | | | | |
| | あきる野市 | 平成7年9月1日 | 新市に1つの農業委員会を置き、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間は、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 | | | | | | | |
| | 篠山市 | 平成11年4月1日 | 新市に1つの農業委員会を置き、4町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間は、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 | | | | | | | |
| | 西東京市 | 平成13年1月21日 | 新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後3年間は、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 | | | | | | | |
| | さいたま市 | 平成13年5月1日 | 新市に1つの農業委員会を置き、3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後4年間は、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 | | | | | | | |
| | さぬき市 | 平成14年4月1日 | 農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。 | | | | | | | |
| | 邑久郡協議会 | 平成16年3月 日 | 新市に1つの農業委員会を置き、3町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間は、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。農業委員会委員の報酬の額については現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 | | | | | | | |
| 調整方針（案） | 新町に1つの農業委員会を置き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。 新たに選任される委員の任期は、選挙による委員の任期の在任期間とする。 農業委員会委員の報酬は、日額報酬を基本として調整する。 | | | | | | | | | |
| 協議の結果 | | | | | | | | | | |

協議第 1 1 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

別紙のとおり一般職の職員の身分の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 3 月 3 1 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

| 協定項目 | | 9 一般職の職員の身分の取扱い | | | | | |
|----------------------------|-------------------|-----------------|----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 3 町 村 の 現 況 | 項 目 | 伊 野 町 | | 吾 北 村 | | 本 川 村 | |
| | 職員定数及び実職員数 | 条例定数(人) | 実職員数(人) | 条例定数(人) | 実職員数(人) | 条例定数(人) | 実職員数(人) |
| | 長の事務部局の職員 | 181 | 178 | 80 | 76 | 38 | 32 |
| | 議会の事務局の職員 | 3 | 2 | (兼務) 1(2) | (兼務) 1(2) | 2 | 1 |
| | 選挙管理委員会事務局の職員 | 1 | 1 | (兼務) (2) | (兼務) (2) | (兼務) (1) | (兼務) (1) |
| | 監査委員事務局の職員 | (兼務) (3) | (兼務) (2) | (兼務) (1) | (兼務) (1) | (兼務) (2) | (兼務) (2) |
| | 農業委員会事務局の職員 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | (兼務) (1) |
| | 固定資産評価審査委員会の職員 | | | | | (兼務) (1) | (兼務) (1) |
| | 教育委員会の職員 | 41 | 37 | 11 | 9 | 13 | 10 |
| | 病院・診療所の職員 | | | | | 6 | 5 |
| | 地方公営企業関係職員 | 7 | 4 | | | | |
| | 条例(387人)・実数(358人) | 234 | 223 | 93 | 87 | 60 | 48 |

【根拠法令】
 地方公務員法(昭和25年・法律第261号)
 (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)
 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。
 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
 3 特別職は、次に掲げる職とする。
 (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
 (1)の(2) 地方開発事業団の理事長、理事又は監事の職
 (1)の(3) 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
 (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
 (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
 (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
 (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職
 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年・法律第6号)
 (職員の身分の取扱い)
 第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。
 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

| 協定項目 | | 9 一般職の職員の身分の取扱い | | | |
|------------------|---|-----------------|---|--------|------|
| 先 進 事 例 | 市町村名 | 合併期日 | 調 整 方 針 | | |
| | 篠山市 | H11.4.1 | 1. 篠山市、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。 4. 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。 | | |
| | 西東京市 | H13.1.21 | 1. 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。 4. 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については現給を保障する。 | | |
| | さいたま市 | H13.5.1 | 1. 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 任免及び勤務条件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。 | | |
| | さぬき市 | H14.4.1 | 1. 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名については、合併時に調整する。 4. 現職員については、現給を保障する。 | | |
| 留意事項 | 職員の身分 | 職員の定数 | 勤務評価 | 給与の支給日 | 給与の額 |
| 調整方針 (案) | 1. 伊野町、吾北村及び本川村の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を移行する。なお、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名については、合併時に調整する。 4. 職員の給与の支給日については、合併時に調整する。 5. 職員の給与については、処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時の現職員については現給を保障する。 | | | | |
| 協議の結果 | | | | | |

協議第 1 2 号

地方税の取扱いについて

別紙のとおり地方税の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 3 月 3 1 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

| | | | |
|---------|---|--|-------------------------|
| 協定項目 | 10 地方税の取扱い(税一般) | | |
| 項目 | 現況 | | |
| | 伊野町 | 吾北村 | 本川村 |
| 納税組合 | <p>町税等の容易かつ確実な納付を図るために、組合員の納税を取りまとめ、納付する納税貯蓄組合に対し助成をする。</p> <p>助成金の対象税目 町県民税(普通徴収) 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税 介護保険料(普通徴収)</p> <p>助成金の種類及び金額 設立助成金 組合を新しく設立した場合納税者1人につき200円 加入助成金 納税者が新しく組合に加入した場合、加入者1人につき200円、ただし脱退後再加入した場合は交付しない。</p> <p>事務助成金 毎年3月末日を終期とする1年間における法第10条第1項に規定する事務に必要な費用の合計額(納付件数の100分の90以上が納期内納付された組合に限るものとし町税等各納期における納期内納付件数に1件200円を乗じて得た額を限度)とする。</p> | <p>納税貯蓄組合助成規程を定めている。</p> <p>組合の設立要件は15人以上の村税納税義務者世帯で構成し、15人に満たない行政部落の場合は80%以上の世帯加入が必要。</p> <p>1. 設立助成金 組合1世帯につき100円 2. 平成14年度より事務的経費として一期について100円</p> | <p>平成15年4月1日 助成制度廃止</p> |
| 参考 | <p>【納税貯蓄組合法】 (補助金の交付) 第10条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。</p> <p>2 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。</p> <p>3 第1項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。</p> | | |
| 留意事項 | <p>伊野町：組織として残っている。活動している組織と、していない組織がある。現金の処理の問題。</p> <p>助成について：納税組合は廃止の方向(県も指導あり)、直ぐには解散できない。</p> <p>助成をどのようにするのか、また金額をどうするのか？</p> <p>3町村の組合の一覧表を作成する必要あり。</p> <p>助成に対する規程を町村内で検討し、統一する。</p> | | |
| 調整方針(案) | <p>「伊野町納税貯蓄組合助成金等に関する規則」に準じて、合併時に統合する。</p> <p>納付書は直接個別送付</p> | | |
| 協議の結果 | | | |

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

| | | | |
|---------|--|---|---|
| 協定項目 | 10 地方税の取扱い(税一般) | | |
| 項目 | 現況 | | |
| 前納報奨金 | <p>伊野町</p> <p>【概要】 個人の町民税並びに固定資産税の納税者が最初の納期内に未到来納期分全額を同時に納付した場合で、当該納税者の未納がないものに交付する。</p> <p>【報奨率】 納期前に納付した税額(各納期分の税額が10万円を超えるときは、それぞれ10万円を限度とする)の100分の0.5に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする)を乗じて得た額の報奨金を交付する。ただし、その額が10円未満である場合はこれを交付しない。</p> <p>【該当する納期の設定】 個人町民税 第1期 6月1日から6月30日 固定資産税 第1期 4月1日から4月30日 (全期前納は2回納期を設けている)</p> | <p>吾北村</p> <p>【概要】 個人の村民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者で、最初の納期内に未到来納期分全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付。</p> <p>【報奨率】 100分の0.5×納期前月数(1月未満の端数がある場合14日以下切り捨て15日以上は1月とする。)10円未満の端数は切り捨てる。限度額10万円。</p> <p>【該当する納期の設定】 個人村民税 第1期 6月1日から6月30日 固定資産税 第1期 4月1日から4月30日 (評価替え年度は5月1日から5月31日)</p> <p>【実施時期】 第1納期限まで (全期前納は2回納期を設けている)</p> | <p>本川村</p> <p>【概要】 個人の村民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者で、第一期の納期内に未到来納期分全額を納付した場合で、当該納税者の未納に係わる徴収金がないものに交付する。</p> <p>【報奨率】 納期前に納付した税額(各納期分の税額が10万円を超える時は、それぞれ10万円を限度とする)の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする)を乗じて得た額を交付する。ただし、その額が100円未満である場合は切り捨てる。</p> <p>【該当する納期の設定】 個人村民税 第1期 6月1日から6月30日 固定資産税 第1期 5月1日から5月31日</p> <p>【実施期間】 第1納期限まで</p> |
| 参考 | <p>【地方税法】 (個人の市町村民税の納期前の納付) 第321条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。</p> <p>2 前項の規定によつて個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。</p> <p>3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によつて納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。</p> <p>(固定資産税に係る納期前の納付) 第365条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。</p> <p>2 前項の規定によつて固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。</p> <p>3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によつて納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。</p> | | |
| 留意事項 | <p>本川村の報奨率が違う。 全期前納の設定回数が1回(本川村)と2回(伊野町・吾北村)がある。</p> | | |
| 調整方針(案) | <p>報奨率は100分の0.5にするものとする。 全期前納は2回の納期を設けるものとする。</p> | | |
| 協議の結果 | | | |

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

| 協定項目 | 10 地方税の取扱い(個人町村民税) | | | | | |
|-------|---|---|---|---|--|--|
| 項目 | 現 況 | | | | | |
| | 伊野町 | | 吾北村 | | 本川村 | |
| 納税義務者 | 1. 町内に住所を有する個人 2. 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者 3. 町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該町内に事務所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のある者 | | 1. 村内に住所を有する個人 2. 村内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で村内に住所を有しない者 3. 村内に寮等を有する法人で村内に事務所または事業所を有しない者 | | 1. 村内に住所を有する個人 2. 村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で村内に住所を有しない者 3. 村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で村内に事務所又は事業所を有しないもの及び村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のある者 | |
| 税率 | 均等割 2,000円/年(標準課税率) 所得割 標準課税 200万円以下の金額 3/100 200万円を超える金額 8/100 700万円を超える金額 12/100 | 均等割 2,000円/年(標準課税) 所得割 標準課税 200万円以下の金額 3/100 200万円を超える金額 8/100 700万円を超える金額 12/100 | 均等割 2,000円/年(標準課税) 所得割 標準課税 200万円以下の金額 3/100 200万円を超える金額 8/100 700万円を超える金額 12/100 | 均等割 2,000円/年(標準課税) 所得割 標準課税 200万円以下の金額 3/100 200万円を超える金額 8/100 700万円を超える金額 12/100 | | |
| 納期 | 普通徴収 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月25日まで 特別徴収 ・6月から翌年5月までの年12回で翌月10日まで ・特例事業所の場合6月から11月分を11月分で一括して納入、12月から5月分を5月分で一括して納入することができる(年2回) | | 普通徴収 第1期 6月1日から 6月30日まで 第2期 8月1日から 8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 1月1日から 1月31日まで 特別徴収 ・月割り額を翌月の10日まで | | 普通徴収 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 9月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月31日まで 第4期 2月1日から同月31日まで 特別徴収 ・月割り額を翌月の10日まで ・特例事業所 6月分から11月分・・・1月10日 12月分から5月分・・・6月10日 | |
| 参考 | <p>【地方税法】 (市町村が課することができる税目) 第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。 2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。 1. 市町村民税 2. 固定資産税 3. 軽自動車税 4. 市町村たばこ税 5. 鉱産税 6. 特別土地保有税 3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。 4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。 5 省略 6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。 1. 都市計画税 2. 水利地益税 3. 共同施設税 4. 宅地開発税 5. 国民健康保険税</p> <p>* 市町村民税 市町村民税は、県民税とあわせて一般に住民税と呼ばれています。個人に対して課税するものを個人住民税、法人に対して課税するものを法人住民税といいます。</p> | | | | | |

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

| 協定項目 | <p>10 地方税の取扱い(個人町村民税)</p> <p>(個人の均等割の税率) 地方税法第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">市町村</th> <th style="text-align: left;">年額</th> <th style="text-align: left;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 人口50以上の市</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 人口5万以上50万未満の市</td> <td>2,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村</td> <td>2,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(所得割の税率) 地方税法第314条の3 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によって課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によって定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によって課税山林所得金額の5分の1の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に5を乗じて得た金額との合計額によって課する。</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える金額</td> <td>100分の8</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>100分の12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(普通徴収に係る個人の市町村民税の納期) 第320条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中(当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあっては、6月中)において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。</p> | 市町村 | 年額 | 税率 | (1) 人口50以上の市 | 3,000円 | | (2) 人口5万以上50万未満の市 | 2,500円 | | (3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村 | 2,000円 | | 200万円以下の金額 | 100分の3 | 200万円を超える金額 | 100分の8 | 700万円を超える金額 | 100分の12 |
|-------------------------|---|-----|---------|----|--------------|--------|------|-------------------|---------|-----|-------------------------|--------|---------|------------|--------|-------------|---------|-------------|---------|
| 市町村 | 年額 | 税率 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 人口50以上の市 | 3,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 人口5万以上50万未満の市 | 2,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村 | 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 200万円以下の金額 | 100分の3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 200万円を超える金額 | 100分の8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 700万円を超える金額 | 100分の12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 留意事項 | <p>税率については、均等割・所得割とも3町村同税率で調整の必要はない。 納期について、3町村において相違がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調整方針 (案) | <p>税率については、現行のとおり標準税率を適用する。 納期の区分については、下記のとおりを設定するものとする。</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>6月1日</td> <td>～</td> <td>同月30日まで</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>8月1日</td> <td>～</td> <td>同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>10月1日</td> <td>～</td> <td>同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>12月1日</td> <td>～</td> <td>同月25日まで</td> </tr> </tbody> </table> | 第1期 | 6月1日 | ～ | 同月30日まで | 第2期 | 8月1日 | ～ | 同月31日まで | 第3期 | 10月1日 | ～ | 同月31日まで | 第4期 | 12月1日 | ～ | 同月25日まで | | |
| 第1期 | 6月1日 | ～ | 同月30日まで | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2期 | 8月1日 | ～ | 同月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3期 | 10月1日 | ～ | 同月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4期 | 12月1日 | ～ | 同月25日まで | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 協議の結果 | <p> </p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

| 協定項目 | 10 地方税の取扱い(法人町村民税) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|------------|---------------------|-------|------------|---------------------|-------|------------|--------|-----|--|----------|---|----------|--|---------|--|---------|---|---------|--|---------|---|---------|--|---------|--------------------|
| 項目 | 現 況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 伊野町 | | | 吾北村 | | | 本川村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税義務者 | 町内に事務所又は、事業所を有する法人 | | | 村内に事務所又は、事業所を有する法人 | | | 村内に事務所又は、事業所を有する法人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税率 | 均等割(超過税率) | 従業員数 | 税額 | 均等割(標準税率) | 従業員数 | 税額 | 均等割(標準税率) | 従業員数 | 税額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 資本等の金額 | | | 資本等の金額 | | | 資本等の金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 50億円超 | 50人超 | 3,600,000円 | 50億円超 | 50人超 | 3,000,000円 | 50億円超 | 50人超 | 3,000,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10億円超50億円以下 | 50人超 | 2,100,000円 | 10億円超50億円以下 | 50人超 | 1,750,000円 | 10億円超50億円以下 | 50人超 | 1,750,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 50人以下 | 492,000円 | | 50人以下 | 410,000円 | | 50人以下 | 410,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1億円超10億円以下 | 50人超 | 480,000円 | 1億円超10億円以下 | 50人超 | 400,000円 | 1億円超10億円以下 | 50人超 | 400,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 50人以下 | 192,000円 | | 50人以下 | 160,000円 | | 50人以下 | 160,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1千万超1億円以下 | 50人超 | 180,000円 | 1千万超1億円以下 | 50人超 | 150,000円 | 1千万超1億円以下 | 50人超 | 150,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 50人以下 | 156,000円 | | 50人以下 | 130,000円 | | 50人以下 | 130,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1千万円以下 | 50人超 | 144,000円 | 1千万円以下 | 50人超 | 120,000円 | 1千万円以下 | 50人超 | 120,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 前各号に掲げる法人以外の法人等 | | 60,000円 | 前各号に掲げる法人以外の法人等 | | 50,000円 | 前各号に掲げる法人以外の法人等 | | 50,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 法人税割(制限税率) 14.7% | | | 法人税割(標準税率) 12.3% | | | 法人税割(標準税率) 12.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 徴収方法 | 申告納付 | | | 申告納付 | | | 申告納付 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 参考 | 【地方税法】 (法人等の均等割の税率) 第312条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本節において「法人等」と総称する。)に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 資本等の金額が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び第3項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の数の合計数(次号から第8号まで及び第5項において「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの</td> <td>年額 300万円</td> </tr> <tr> <td>2. 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>年額 175万円</td> </tr> <tr> <td>3. 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの</td> <td>年額 41万円</td> </tr> <tr> <td>4. 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>年額 40万円</td> </tr> <tr> <td>5. 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの</td> <td>年額 16万円</td> </tr> <tr> <td>6. 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>年額 15万円</td> </tr> <tr> <td>7. 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの</td> <td>年額 13万円</td> </tr> <tr> <td>8. 資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>年額 12万円</td> </tr> <tr> <td>9. 前各号に掲げる法人以外の法人等</td> <td>年額 5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。</p> | | | | | | | | | 法人等の区分 | 税 額 | 1. 資本等の金額が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び第3項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の数の合計数(次号から第8号まで及び第5項において「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの | 年額 300万円 | 2. 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの | 年額 175万円 | 3. 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの | 年額 41万円 | 4. 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの | 年額 40万円 | 5. 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの | 年額 16万円 | 6. 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの | 年額 15万円 | 7. 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの | 年額 13万円 | 8. 資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの | 年額 12万円 | 9. 前各号に掲げる法人以外の法人等 |
| 法人等の区分 | 税 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 資本等の金額が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び第3項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の数の合計数(次号から第8号まで及び第5項において「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの | 年額 300万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの | 年額 175万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの | 年額 41万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの | 年額 40万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの | 年額 16万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの | 年額 15万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの | 年額 13万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. 資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの | 年額 12万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9. 前各号に掲げる法人以外の法人等 | 年額 5万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 留意事項 | 均等割について、伊野町が超過税率、吾北村・本川村は標準税率で調整の必要がある。 法人税割についても、伊野町が14.7%の制限税率、吾北村・本川村は12.30%の標準税率で調整の必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

行 政 制 度 等 検 討 調 整 方 針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

| 協定項目 | <p>10 地方税の取扱い（法人町村民税）</p> <p>税率は、下記のとおりに設定するものとする。</p> <p>* 均等割（超過税率）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">資本等の金額</th> <th style="text-align: left;">従業員数</th> <th style="text-align: left;">税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,600,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td>前各号に掲げる法人以外の法人等</td> <td></td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 法人税割（制限税率） 14.7%</p> | 資本等の金額 | 従業員数 | 税額 | 50億円超 | 50人超 | 3,600,000円 | 10億円超50億円以下 | 50人超 | 2,100,000円 | | 50人以下 | 492,000円 | 1億円超10億円以下 | 50人超 | 480,000円 | | 50人以下 | 192,000円 | 1千万超 1億円以下 | 50人超 | 180,000円 | | 50人以下 | 156,000円 | 1千万円以下 | 50人超 | 144,000円 | 前各号に掲げる法人以外の法人等 | | 60,000円 |
|-----------------|--|------------|------|----|-------|------|------------|-------------|------|------------|--|-------|----------|------------|------|----------|--|-------|----------|------------|------|----------|--|-------|----------|--------|------|----------|-----------------|--|---------|
| 資本等の金額 | 従業員数 | 税額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50億円超 | 50人超 | 3,600,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10億円超50億円以下 | 50人超 | 2,100,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 50人以下 | 492,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1億円超10億円以下 | 50人超 | 480,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 50人以下 | 192,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1千万超 1億円以下 | 50人超 | 180,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 50人以下 | 156,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1千万円以下 | 50人超 | 144,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前各号に掲げる法人以外の法人等 | | 60,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調整方針 （案） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 協議の結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

| 協定項目 | 10 地方税の取扱い(固定資産税) | | |
|-------------|---|--|--|
| 項目 | 現 況 | | |
| | 伊野町 | 吾北村 | 本川村 |
| 賦課客体 | 1月1日の基準日に所属する土地・家屋・償却資産の課税標準額(土地30万円。家屋20万円、償却資産150万円)を超える資産を有するものに対して課税する | 基準日1月1日に所属する土地、家屋、償却資産の課税標準額(土地30万円家屋20万円償却資産150万円)を超える資産を有するものに対して課税する。 | 基準日1月1日に所属する土地・家屋・償却資産の課税標準額(土地30万円家屋20万円償却資産150万円)を超える資産を有するものに対して課税する。 |
| 納税義務者 | 固定資産(土地、家屋及び償却資産)に対し、その所有者(質権又は100年より永い存続期間の定のある地上権の目的である土地についてはその質権者又は地上権者) | 固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有(質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権は質権者は地上権者) | 固定資産(土地、家屋及び償却資産)に対し、その所有者(質権又は100年より永い存続期間の定のある地上権の目的である土地についてはその質権者又は地上権者) |
| 税率 | 1.4%(標準税率) | 1.4%(標準税率) | 1.4%(標準税率) |
| 納期 | 1期 4月1日より30日まで 2期 7月1日より31日まで 3期 9月1日より30日まで 4期 11月1日より30日まで | 1期 4月1日から4月30日まで 2期 7月1日から7月31日まで 3期 12月1日から12月25日まで 4期 2月1日から2月28日まで | 1期 5月1日より31日まで 2期 7月1日より31日まで 3期 11月1日より30日まで 4期 1月1日から31日まで |
| 縦覧期間 | 3月1日より20日以上 | 4月1日から20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間 | 3月1日より20日以上(評価替え年は4月1日より) |
| 固定資産評価審査委員会 | 固定資産税課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する。【委員定数】3人【任期】3年【報酬額】日額7,700円 | 固定資産税課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する。【委員定数】3人【任期】3年【報酬額】日額7,200円 | 固定資産税課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する。【委員定数】3人【任期】3年【報酬額】日額7,500円 |
| 参考 | <p>【固定資産税】 固定資産税は、土地、家屋や償却資産にかかる税金で、納税義務者は、毎年1月1日(賦課期日)現在の固定資産の所有者です。固定資産の評価は、自治大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格を基に課税標準額を算定します。固定資産税は、この課税標準額に税率を乗じて計算します。 * 償却資産：工場で使われている機械や事務所の備品などの事業用資産をいいます。ただし、営業権や特許権などの無形減価償却資産、自動車税や軽自動車税がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除きます 税率：固定資産税の標準税率は1.4%、制限税率は2.1%です。</p> <p>【地方税法】 (固定資産税の納期) 第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。 (固定資産税の賦課期日) 第359条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。 (固定資産税の課税客体等) 第342条 固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する。 2 償却資産のうち船舶、車両その他これらに類する物件については、第389条第1項第1号の規定の適用がある場合を除き、その主たる定けい場又は定置場所在の市町村を前項の市町村とし、船舶についてその主たる定けい場が不明である場合においては、定けい場所在の市町村で船籍港があるものを主たる定けい場所在の市町村とみなす。 3 償却資産に係る売買があつた場合において売主が当該償却資産の所有権を留保しているときは、固定資産税の賦課徴収については、当該償却資産は、売主及び買主の共有物とみなす。</p> | | |
| 留意事項 | <p>納期の相違 縦覧期間の相違 評価方法は基準通りであるが、町村によって方式に相違あり。(路線価方式、その他の方式)</p> | | |
| 調整方針(案) | <p>税率については、現行のとおり標準税率を適用するものとする。 納期について、下記のとおりに設定するものとする。 第1期 4月1日～同月30日まで 第2期 7月1日～同月31日まで 第3期 9月1日～同月30日まで 第4期 11月1日～同月30日まで 縦覧期間については、合併後決定する。 評価方法は、新町において策定する。</p> | | |
| 協議の結果 | | | |

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

| 協定項目 | 10 地方税の取扱い(軽自動車税) | | |
|-------|--|--|--|
| 項目 | 現況 | | |
| | 伊野町 | 吾北村 | 本川村 |
| 賦課客体 | 原動機付き自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車 | 原動機付き自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車 | 原動機付き自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車 |
| 納税義務者 | 1.原動付自転車の所有者 2.軽自動車及び小型特殊自動車の所有者 3.二輪の小型自動車所有者 | 1.原動付自転車の所有者 2.軽自動車及び小型特殊自動車の所有者 3.二輪の小型自動車所有者 | 1.原動付自転車の所有者 2.軽自動車及び小型特殊自動車の所有者 3.二輪の小型自動車所有者 |
| 税率 | <ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 二輪のもので総排気量0.05L以下又は定格出力0.6KW以下 1,000円 ・原動機付自転車 二輪のもので総排気量0.05L超又は0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下 1,200円 ・原動機付自転車 二輪のもので総排気量0.09L超又は定格出力0.8KW超 1,600円 ・原動機付自転車 三輪以上のもので総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW超 2,500円 ・二輪の小型自動車 4,000円 ・小型特殊自動車 農耕作業用のもの 1,600円 ・小型特殊自動車 その他のもの 4,700円 ・軽自動車二輪のもの(側車付きのものを含む) 2,400円 ・軽自動車 三輪のもの 3,100円 ・軽自動車 四輪以上のもの 乗用営業用 5,500円 ・軽自動車 四輪以上のもの 乗用自家用 7,200円 ・軽自動車 四輪以上のもの 貨物営業用 3,000円 ・軽自動車 四輪以上のもの 貨物自家用 4,000円 ・軽自動車 専ら雪上を走行するもの 2,400円 | <ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 二輪のもので総排気量0.05L以下又は定格出力0.6KW以下 1,000円 ・原動機付自転車 二輪のもので総排気量0.05L超又は0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下 1,200円 ・原動機付自転車 二輪のもので総排気量0.09L超又は定格出力0.8KW超 1,600円 ・原動機付自転車 三輪以上のもので総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW超 2,500円 ・二輪の小型自動車 4,000円 ・小型特殊自動車 農耕作業用のもの 1,600円 ・小型特殊自動車 その他のもの 4,700円 ・軽自動車二輪のもの(側車付きのものを含む) 2,400円 ・軽自動車 三輪のもの 3,100円 ・軽自動車 四輪以上のもの 乗用営業用 5,500円 ・軽自動車 四輪以上のもの 乗用自家用 7,200円 ・軽自動車 四輪以上のもの 貨物営業用 3,000円 ・軽自動車 四輪以上のもの 貨物自家用 4,000円 ・軽自動車 専ら雪上を走行するもの 2,400円 | <ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 二輪のもので総排気量0.05L以下又は定格出力0.6KW以下 1,000円 ・原動機付自転車 二輪のもので総排気量0.05L超又は0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下 1,200円 ・原動機付自転車 二輪のもので総排気量0.09L超又は定格出力0.8KW超 1,600円 ・原動機付自転車 三輪以上のもので総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW超 2,500円 ・二輪の小型自動車 4,000円 ・小型特殊自動車 農耕作業用のもの 1,600円 ・小型特殊自動車 その他のもの 4,700円 ・軽自動車二輪のもの(側車付きのものを含む) 2,400円 ・軽自動車 三輪のもの 3,100円 ・軽自動車 四輪以上のもの 乗用営業用 5,500円 ・軽自動車 四輪以上のもの 乗用自家用 7,200円 ・軽自動車 四輪以上のもの 貨物営業用 3,000円 ・軽自動車 四輪以上のもの 貨物自家用 4,000円 ・軽自動車 専ら雪上を走行するもの 2,400円 |
| | 申告期限 | 申告時15日以内、廃車時30日以内、変更申告15日以内 | 申告時15日以内、廃車時30日以内、変更申告15日以内 |
| 納期 | 全期 | 全期 | 全期 |

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

| | |
|-------------|---|
| 協定項目 | <p>10 地方税の取扱い（軽自動車税）</p> <p>（軽自動車税の標準税率）</p> <p>第444条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>1. 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（二に掲げるものを除く。）年額 1,000円</p> <p>ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの年額1,200円</p> <p>ハ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円</p> <p>ニ 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの年額2,500円</p> <p>2. 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>イ 二輪のもの（側車付のものを含む。）年額 2,400円</p> <p>ロ 三輪のもの年額 3,100円</p> <p>ハ 四輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額5,500円</p> <p>自家用 年額7,200円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額3,000円</p> <p>自家用 年額4,000円</p> <p>3. 二輪の小型自動車 年額4,000円</p> <p>2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で軽自動車税を課する場合には、同項各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。</p> <p>3 市町村は、第1項各号に掲げる軽自動車等以外の軽自動車等及び同項第2号に掲げる軽自動車等のうち三輪の小型特殊自動車で農耕作業用のものその他の同号の区分により難いものについては、同項各号に掲げる区分とは別に、用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元によつて区分を設けて、軽自動車税の税率を定めることができる。この場合においては、前2項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。</p> <p>（軽自動車税の賦課期日及び納期）</p> <p>第445条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。</p> |
| 留意事項 | <p>税率は3町村とも標準税率</p> <p>ナンバープレートの交付</p> |
| 調整方針 （案） | <p>税率は3町村とも標準税率を適用しており、新町においても現行のとおりとする。</p> <p>取得・廃車等の受付事務は新町に移行してから本庁及び総合支所にて行う。</p> <p>交付済みの現在使用している旧町村名のナンバープレートはそのまま使用可とし、新町のものに変更も可とする。</p> <p>納期 5月1日～同月31日まで</p> |
| 協議の結果 | |

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

| 協定項目 | 10 地方税の取扱い(たばこ税) | | |
|-------------|--|---|---|
| 項目 | 現 況 | | |
| | 伊野町 | 吾北村 | 本川村 |
| 納税義務者 | 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が製造たばこを町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。 | 当該売り渡しに係る製造たばこに対し、当該売り渡しを行う卸売販売業者等に課する。当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が村の区域内に所在する卸売販売業者等に課する。 | たばこを、村内の小売販売業者に売り渡す。国産たばこの製造業者、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者等に課する。 |
| 税率 | 1,000本につき2,434円 ただし、特例により平成11年5月1日以降の税率は、当分の間1,000本につき2,668円(旧3級品紙巻たばこは1,266円)とする。 | 1,000本につき2,434円 ただし、特例により平成11年5月1日以降の税率は、当分の間1,000本につき2,668円(旧3級品紙巻たばこは1,266円)とする。 | 1,000本につき2,434円 ただし、特例により平成11年5月1日以降の税率は、当分の間1,000本につき2,668円(旧3級品紙巻たばこは1,266円)とする。 |
| 徴収方法 | 申告納付 | 申告納付 | 申告納付 |
| 参考 | <p>【地方税法】 (たばこ税の徴収の方法) 第472条 たばこ税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。ただし、第466条第4項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法によるものとする。 (たばこ税の税率) 第468条 たばこ税の税率は、千本につき2,434円とする。 附則 (市町村たばこ税の税率の特例) 第30条の2 平成11年5月1日以後に第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,668円とする。 2 平成11年5月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,266円とする。</p> | | |
| 留意事項 | 税率は、一定税率であり調整の必要はない。 | | |
| 調整方針 (案) | 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 | | |
| 協議の結果 | | | |

協議第 1 3 号

消防団の取扱いについて

別紙のとおり消防団の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 3 月 3 1 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

協議第 1 4 号

電算システム事業の取扱いについて

別紙のとおり電算システム事業の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 3 月 3 1 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

| 協 定 項 目 23 - 電算システム事業の取扱い | | | | | |
|---------------------------|---------------------|--|-----|-----|-----|
| 主な電算システムの導入状況 | | | | | |
| 業務名 | 電算システムの種別 | 主な入力データ等 | 伊野町 | 吾北村 | 本川村 |
| 住民記録系システム | 1 住民記録システム | 住民基本台帳データ | | | |
| | 2 印鑑証明発行システム | 印影データ、印鑑登録データ | | | |
| | 3 選挙システム | 選挙人名簿データ | | | |
| | 4 住基ネット | 住基副本DB、外字データ | | | |
| | 5 戸籍管理システム | 除籍、戸籍、附票 | | | |
| 福祉・保健・医療系システム | 6 国民年金システム | 国民年金資格データ | | | |
| | 7 児童手当システム | 児童手当受給者データ | | | |
| | 8 保育料システム | 入所児童データ、収納データ | | | |
| | 9 幼稚園授業料システム | 入園児童データ、収納データ | | | |
| | 10 福祉関係システム | 生保登録データ、身障登録データ、母子医療台帳データ、老人医療データ、乳幼児医療データ | | | |
| | 11 保健システム | 各種検診データ | | | |
| | 12 国保情報データシステム | 被保険者数、医療費 | | | |
| | 13 国保診療所：レセプト請求システム | レセプト請求、薬剤情報の管理 | | | |
| | 14 国民健康保険資格管理システム | 資格データ | | | |
| | 15 老人保健システム | 受給者資格 | | | |
| | 16 介護保険システム | 資格データ、受給データ、給付データ、収納データ | | | |
| | 17 介護保険認定支援 | 介護認定のための調査データ | | | |
| 税・保険・料金系システム | 18 住民税システム | 住民税登録データ、特徴義務者マスター、異動履歴データ、課税データ、収納データ | | | |
| | 19 固定資産税システム | 土地・家屋・償却データ、課税データ、収納データ | | | |
| | 20 国保税システム | 所得データ、課税データ、収納データ | | | |
| | 21 軽自動車税システム | 軽自動車登録データ | | | |
| | 22 税証明システム | 税証明 | | | |
| | 23 収税システム | 収納データ、口座データ | | | |
| | 24 上水道システム | 使用者台帳データ、調停データ、収納データ | | | |
| | 25 下水道システム | 使用者台帳データ、調停データ、収納データ | | | |
| | 26 下水道受益者負担金 | 受益者台帳データ、調停データ、収納データ | | | |
| | 27 公営住宅使用料金 | 入居者台帳、収納データ | | | |
| | 28 集落排水使用料金 | 使用者台帳データ、調停データ、収納データ | | | |
| | 29 施設使用料 偕楽荘 | 入所者データ、利用料データ | | | |

| 協 定 項 目 23 - 電算システム事業の取扱い | | | | | |
|---|--|---|-----|-----|-----|
| 業務名 | 電算システムの種別 | 主な入力データ等 | 伊野町 | 吾北村 | 本川村 |
| 内部情報系システム | 30 財務会計システム | 科目データ、予算データ、伝票データ、統計表データ | | | |
| | 31 例規法令システム | 例規データ | | | |
| | 32 給与システム | 人事基本データ、月次累計データ | | | |
| | 33 起債管理システム | 起債台帳データ、償還データ | | | |
| | 34 臨時職員給与管理 | 臨時職基本台帳、累積データ | | | |
| | 35 報酬管理 | 報酬受給者台帳データ、報酬累積データ | | | |
| その他業務系システム | 36 グループウェア | 庁内ラン | | | |
| | 37 農家台帳 | 世帯データ、個人データ、土地データ、選挙データ | | | |
| | 38 校庭開放児童会 | 入学児童データ、収納データ | | | |
| | 39 教育関係システム | 学齢簿データ | | | |
| | 40 高知県新土木システム | 建設設計積算 | | | |
| | 41 土地情報総合システム | 地積図管理 | | | |
| | 42 土地測量システム | 地積図測量 | | | |
| 留意事項 | | | | | |
| 選択肢 | メリット | デメリット | | | |
| 新たなシステムを新規稼働する場合 | 先進パッケージを導入することにより、住基ネット・電子自治体等の対応が容易となる。 | 新規導入のため、原課の負担（確認作業・オペレーション等）が大きくなる。準備期間が必要。 | | | |
| 一つの現行システムに統合する場合 | 運用をスムーズに行うことが可能。 | どの自治体のシステムを継続するかの調整が必要。並行稼働期間の運用が複雑になる。 | | | |
| 現行システムを平行稼働する場合 | 完全並行の場合オペレーションに変更が発生しない。移行作業が最低限に押さえられる。 | 各旧システムのデータ連携させる仕組みが必要。制度改正対応等維持保守経費が多重発生する。 | | | |
| 調整の方針（案） | | | | | |
| 当面、既存の電算システムを活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。なお、住民記録系システムのうち、伊野町においてのみ電算化が図られている印鑑証明発行システム、戸籍管理システムについては、合併時に、各総合支所においても、電算化を図るものとする。 | | | | | |
| 協議の結果 | | | | | |
| | | | | | |

議案第 5 号

平成 1 4 年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算（第 1 号）
（案）について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会財務規程第 3 条の規定により、別紙のとおり平成 1 4 年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算（第 1 号）を定めることについて、協議会の議決を求めます。

平成 1 5 年 3 月 3 1 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

平成 1 4 年度

伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算

(第 1 号) 説明書

平成14年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算（第1号）

平成14年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,514千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成15年3月31日 提出

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

会 長 塩 田 始

第1表 歳入歳出予算 補正 第1号

歳入

(単位:千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|--------|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | | 4,500 | 1,149 | 3,351 |
| | 1 負担金 | 4,500 | 1,149 | 3,351 |
| 2 繰入金 | | 540 | 691 | 1,231 |
| | 1 繰入金 | 540 | 691 | 1,231 |
| 4 県支出金 | | 0 | 1,931 | 1,931 |
| | 1 県補助金 | 0 | 1,931 | 1,931 |
| 歳入合計 | | 5,041 | 1,473 | 6,514 |

歳出

(単位:千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|--------|-------|-------|-------|
| 1 運営費 | | 3,705 | 1,473 | 5,178 |
| | 2 事務局費 | 1,227 | 1,473 | 2,700 |
| 歳出合計 | | 5,041 | 1,473 | 6,514 |

平成 1 4 年度

伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算

(第 1 号) 説明書

目 次

歳入歳出予算事項別明細書

| | | |
|-------------|-------|---|
| 1, 総括 | | 1 |
| 2, 歳入 | | 2 |
| 3, 歳出 | | 3 |
| 第 1 款 運営費 | | 3 |
| 第 2 款 事業推進費 | | 3 |

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書 第1号

(歳入)

(単位:千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | 4,500 | 1,149 | 3,351 |
| 2 繰入金 | 540 | 691 | 1,231 |
| 4 県支出金 | 0 | 1,931 | 1,931 |
| 歳入合計 | 5,041 | 1,473 | 6,514 |

(歳出)

(単位:千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 |
|-------|-------|-------|-------|----------|-------|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | |
| | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | その他 | |
| 1 運営費 | 3,705 | 1,473 | 5,178 | | 1,931 | | 458 |
| 歳出合計 | 5,041 | 1,473 | 6,514 | | 1,931 | | 458 |

2. 歳入

1款:負担金

1項:負担金

(単位:千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------------------------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 町村負担金 | 4,500 | 1,149 | 3,351 | 1 町村負担金 | 1,149 | 伊野町 383 吾北村 383 本川村 383 |
| 款合計 | 4,500 | 1,149 | 3,351 | | | |

2款:繰入金

1項:繰入金

(単位:千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-----|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 繰入金 | 540 | 691 | 1,231 | 1 繰入金 | 691 | 繰入金 |
| 款合計 | 540 | 691 | 1,231 | | | |

4款:県支出金

1項:県補助金

(単位:千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|--------|-------|-------|-------|------------------|-------|----------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 県補助金 | 0 | 1,931 | 1,931 | 1 市町村合併支援事業費県補助金 | 1,931 | 市町村合併支援事業費県補助金 |
| 款合計 | 0 | 1,931 | 1,931 | | | |

| | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|--|--|--|
| 歳入合計 | 5,041 | 1,473 | 6,514 | | | |
|------|-------|-------|-------|--|--|--|

3. 歳出

1款:運営費

1項:会議費

(単位:千円)

| 目 | 補正前 の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一 般 財 源 | 節 | | 説 明 |
|-------|-----------|-----|-------|----------|------|-----|------------------|-----|-----|--------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | | 区 分 | 金 額 | |
| | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | その他 | | | | |
| 1 会議費 | 2,478 | 0 | 2,478 | 0 | 747 | 0 | 747 | | | |
| 項合計 | 2,478 | 0 | 2,478 | 0 | 747 | 0 | 747 | | | |

1款:運営費

2項:事務局費

(単位:千円)

| 目 | 補正前 の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一 般 財 源 | 節 | | 説 明 |
|--------|-----------|-------|-------|----------|-------|-----|------------------|---------------|--|--------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | | 区 分 | 金 額 | |
| | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | その他 | | | | |
| 1 事務局費 | 1,227 | 1,473 | 2,700 | 0 | 635 | 0 | 838 | 19 負担金補助及び交付金 | 77 臨時職員賃金等(吾北村へ) 1,473 県職員給与にかかる負担金(吾北村) 1,396 | |
| 項合計 | 1,227 | 1,473 | 2,700 | 0 | 635 | 0 | 838 | | | |
| 款合計 | 3,705 | 1,473 | 5,178 | 0 | 1,382 | 0 | 91 | | | |

2款:事業費

1項:事業推進費

(単位:千円)

| 目 | 補正前 の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一 般 財 源 | 節 | | 説 明 |
|---------|-----------|-----|-------|----------|------|-----|------------------|-----|-----|--------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | | 区 分 | 金 額 | |
| | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | その他 | | | | |
| 1 事業推進費 | 1,280 | 0 | 1,280 | 0 | 549 | 0 | 549 | | | |
| 款合計 | 1,280 | 0 | 1,280 | 0 | 549 | 0 | 549 | | | |

| | | | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|---|-------|---|-----|--|--|
| 歳出合計 | 5,041 | 1,473 | 6,514 | 0 | 1,931 | 0 | 458 | | |
|------|-------|-------|-------|---|-------|---|-----|--|--|

議案第 6 号

平成 1 5 年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会事業計画（案）について

別紙のとおり平成 1 5 年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会事業計画を定めることについて、協議会の議決を求めます。

平成 1 5 年 3 月 3 1 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

平成 1 5 年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会事業計画について

- (1) 合併に関する協定項目の協議
 - 自治体の存立に関する基本的項目の協議
 - 事務事業の一元化に関わる事項
 - 新町建設計画

- (2) 新町将来構想の策定事業
 - 新町将来構想の策定・協議

- (3) 新町建設計画の策定事業
 - 新町建設計画の策定・協議

- (4) 事務事業現況調書の作成事業
 - 各事務事業の調査・調整・協議
 - その他事務事業に関すること

- (5) 例規原案の作成事業
 - 例規原案の検討・作成

- (6) 広報に関する事業
 - 合併協議会だよりの発行
 - ホームページ等への掲載

- (7) 研修に関する事業
 - 協議会委員研修

- (8) その他の事業
 - 協議会運営に関する事業
 - 住民説明会の開催
 - その他の事業

議案第7号

平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会予算(案)について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会財務規程第2条第2項の規定により、別紙のとおり平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会予算を定めることについて、協議会の議決を求めます。

平成15年3月31日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

平成15年度

伊野町・吾北村・本川村合併協議会予算

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会予算

平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,450千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項目に計上した経費にかかる予算額に過不足を生じ、会長が予算執行上必要があると認めた場合における同一款内でのこれらの経費の各項目間の流用

平成15年3月31日 提出

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

会 長 塩 田 始

第1表 歳入歳出予算

| 歳入 | | (単位:千円) |
|-------|-------|---------|
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 負担金 | | 24,300 |
| | 1 負担金 | 24,300 |
| 2 繰越金 | | 149 |
| | 1 繰越金 | 149 |
| 3 諸収入 | | 1 |
| | 1 諸収入 | 1 |
| 歳入合計 | | 24,450 |

| 歳出 | | (単位:千円) |
|---------|---------|---------|
| 款 | 項 | 金額 |
| 1 運営費 | | 14,836 |
| | 1 会議費 | 2,692 |
| | 2 事務局費 | 12,144 |
| 2 事業推進費 | | 9,514 |
| | 1 事業推進費 | 9,514 |
| 3 予備費 | | 100 |
| | 1 予備費 | 100 |
| 歳出合計 | | 24,450 |

平成 1 5 年度

伊野町・吾北村・本川村合併協議会予算説明書

目 次

歳入歳出予算事項別明細書

| | | |
|-------|-------|---------|
| 1, 総括 | | 1 |
| 2, 歳入 | | 2 |
| 3, 歳出 | | 3 |
| 第 1 款 | 運営費 | 3 |
| 第 2 款 | 事業推進費 | 4 |
| 第 3 款 | 予備費 | 4 |

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位:千円)

| 款 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|-------|--------|-------|--------|
| 1 負担金 | 24,300 | 4,500 | 19,800 |
| 2 繰越金 | 149 | 0 | 149 |
| 3 諸収入 | 1 | 1 | 0 |
| 4 繰入金 | 0 | 540 | 540 |
| 歳入合計 | 24,450 | 5,041 | 19,409 |

(歳出)

(単位:千円)

| 款 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | |
|-------|--------|-------|--------|-------------|------|-----|--------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | その他 | |
| 1 運営費 | 14,836 | 3,705 | 11,131 | 0 | 0 | 0 | 14,836 |
| 2 事業費 | 9,514 | 1,280 | 8,234 | 0 | 0 | 0 | 9,514 |
| 3 予備費 | 100 | 56 | 44 | 0 | 0 | 0 | 100 |
| 歳出合計 | 24,450 | 5,041 | 19,409 | 0 | 0 | 0 | 24,450 |

2. 歳入

1款:負担金

1項:負担金

(単位:千円)

| 目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 | 節 | | 説明 |
|---------|------------|------------|--------|---------|--------|-------------------------------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 町村負担金 | 24,300 | 4,500 | 19,800 | 1 町村負担金 | 24,300 | 伊野町 8,100 吾北村 8,100 本川村 8,100 |
| 款合計 | 24,300 | 4,500 | 19,800 | | | |

2款:繰越金

2項:繰越金

(単位:千円)

| 目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 | 節 | | 説明 |
|-------|------------|------------|-----|-------|-----|-----|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 繰越金 | 149 | 0 | 149 | 1 繰越金 | 149 | 繰越金 |
| 款合計 | 149 | 0 | 149 | | | |

3款:諸収入

1項:諸収入

(単位:千円)

| 目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 | 節 | | 説明 |
|--------|------------|------------|----|--------|----|------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 預金利子 | 1 | 1 | 0 | 1 預金利子 | 1 | 預金利子 |
| 款合計 | 1 | 1 | 0 | | | |

| | | | | | | |
|------|--------|-------|--------|--|--|--|
| 歳入合計 | 24,450 | 4,501 | 19,949 | | | |
|------|--------|-------|--------|--|--|--|

3. 歳出

1款:運営費

1項:会議費

(単位:千円)

| 目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 | 本年度の予算額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 |
|-------|------------|------------|-----|--------------|------|-----|----------|-----------------|-------|-------------------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般 財源 | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | その他 | | | | |
| 1 会議費 | 2,692 | 2,478 | 214 | 0 | 0 | 0 | 2,692 | 1 報酬 | 2,011 | 協議会委員等報酬 |
| | | | | | | | | 9 旅費 | 611 | 普通旅費 |
| | | | | | | | | 11 需用費 | 60 | 消耗品費 10 食糧費 50 |
| | | | | | | | | 14 使用料及 び賃借料 | 10 | 会場借上料他 |
| 項合計 | 2,692 | 2,478 | 214 | 0 | 0 | 0 | 2,692 | | | |

1款:運営費

2項:事務局費

(単位:千円)

| 目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 | 本年度の予算額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 |
|--------|------------|------------|--------|--------------|------|-----|----------|-----------------------|-------|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般 財源 | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | その他 | | | | |
| 1 事務局費 | 12,144 | 1,227 | 10,917 | 0 | 0 | 0 | 12,144 | 9 旅費 | 26 | 普通旅費 |
| | | | | | | | | 11 需用費 | 713 | 消耗品費 673 燃料費 20 印刷製本費 20 |
| | | | | | | | | 12 役務費 | 516 | 通信運搬費 336 電話代 180 |
| | | | | | | | | 14 使用料及 び賃借料 | 1,900 | コピー機等リース料 1,891 駐車場他 9 |
| | | | | | | | | 18 備品購入 費 | 50 | 戸棚等 |
| | | | | | | | | 19 負担金補 助及び交 付金 | 8,939 | 県職員人件費(吾北村へ) 7,000 臨時職員賃金等(吾北村へ) 1,939 |
| 項合計 | 12,144 | 1,227 | 10,917 | 0 | 0 | 0 | 12,144 | | | |
| 款合計 | 14,836 | 3,705 | 11,131 | 0 | 0 | 0 | 14,836 | | | |

2款:事業費

1項:事業推進費

(単位:千円)

| 目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 | 本年度の予算額の財源内訳 | | | 一般 財源 | 節 | | 説明 |
|---------|------------|------------|-------|--------------|------|-----|----------|--------|-------|--|
| | | | | 特 定 財 源 | | | | 区 分 | 金 額 | |
| | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | その他 | | | | |
| 1 事業推進費 | 9,514 | 1,280 | 8,234 | 0 | 0 | 0 | 9,514 | 8 報償費 | 150 | 講師謝礼 50 新町名称名付け親記念品 50 応募作品記念品 50 |
| | | | | | | | | 9 旅費 | 50 | 講師旅費等 |
| | | | | | | | | 11 需用費 | 2,554 | 印刷製本費 2,522 (協議会だより) 消耗品費 32 |
| | | | | | | | | 12 役務費 | 250 | 通信運搬費 61 プロバイダー利用料 189 |
| | | | | | | | | 13 委託料 | 6,510 | 文書配布委託 240 新町将来構想・建設計画委託 4,300 例規データ作成委託 1,970 |
| 款合計 | 9,514 | 1,280 | 8,234 | 0 | 0 | 0 | 9,514 | | | |

3款:予備費

1項:予備費

(単位:千円)

| 目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 | 本年度の予算額の財源内訳 | | | 一般 財源 | 節 | | 説明 |
|-------|------------|------------|----|--------------|------|-----|----------|-----|-----|----|
| | | | | 特 定 財 源 | | | | 区 分 | 金 額 | |
| | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | その他 | | | | |
| 1 予備費 | 100 | 56 | 44 | 0 | 0 | 0 | 100 | | 100 | |
| 款合計 | 100 | 56 | 44 | 0 | 0 | 0 | 100 | | | |

| | | | | | | | | | | |
|------|--------|-------|--------|---|---|---|--------|--|--|--|
| 歳出合計 | 24,450 | 5,041 | 19,409 | 0 | 0 | 0 | 24,450 | | | |
|------|--------|-------|--------|---|---|---|--------|--|--|--|

その他

1. 第4回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について

日時：平成15年4月25日（金）午後2時～

場所：すこやかセンター伊野大会議室

協議事項： 事務機構及び組織について〔協定項目第13号〕

使用料、手数料等の取扱いについて〔協定項目第15号〕

町村の慣行の取扱いについて〔協定項目第19号〕

国民健康保険事業の取扱いについて〔協定項目第20号〕

介護保険事業の取扱いについて〔協定項目第21号〕

消防団の取扱いについて〔協定項目第22号〕

2. 今後の協議会の日程について

【第5回協議会】日時：平成15年5月23日（金）午後2時～

場所：吾北村中央公民館2階大ホール

【第6回協議会】日時：平成15年6月27日（金）午後2時～

場所：本川村プラチナ交流センター

【第7回協議会】日時：平成15年7月25日（金）午後2時～

場所：すこやかセンター伊野大会議室

【第8回協議会】日時：平成15年8月22日（金）午後2時～

場所：吾北村中央公民館2階大ホール

【第9回協議会】日時：平成15年9月26日（金）午後2時～

場所：本川村プラチナ交流センター

【第10回協議会】日時：平成15年10月24日（金）午後2時～

場所：すこやかセンター伊野大会議室

【第11回協議会】日時：平成15年11月28日（金）午後2時～

場所：吾北村中央公民館2階大ホール

【第12回協議会】日時：平成15年12月26日（金）午後2時～

場所：本川村プラチナ交流センター

【第13回協議会】日時：平成16年1月23日（金）午後2時～

場所：すこやかセンター伊野大会議室

【第14回協議会】日時：平成16年2月27日（金）午後2時～

場所：吾北村中央公民館2階大ホール

【第15回協議会】日時：平成16年3月26日（金）午後2時～

場所：本川村プラチナ交流センター